

(第1回最終変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 31年 2月 28日
契約業者名	(一財) 阪神高速道路技術センター
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区南本町4-5-7
業務の名称	阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務(平成30年度)
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	阪神高速道路の構造物の建設、更新及び修繕に関する技術基準等の制定・改定や設計品質の向上に資する調査研究を行う。 また、有識者による委員会等を組織し、技術基準等の制定・改定案の審査、課題の抽出および課題に対する対応検討を行う。
業務期間(自)	平成 30年 2月 28日
業務期間(至)	平成 31年 3月 25日
契約金額	49,464,000 円
変更金額	11,340,000 円
変更後の契約金額	60,804,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（平成30年度） 第1回最終変更

- ・当初、阪神高速グループ内で検討してきた非破壊検査技術のとりまとめを行い、それぞれの検査技術の結果・課題をまとめた技術資料の作成を行うことを想定していたが、幅広く知見を収集するためにNEXCO、首都高、NETISについても同様に資料収集等を実施する。
- ・当初、別途実施した室内実験結果を基に性能規定案を作成することを想定していたが、試験項目を決定するにあたって、グースアスファルト混合物の損傷状況および高耐久グースアスファルトに求める性能を整理する必要が生じたため、検討内容を変更する。
- ・上記検討項目の追加に伴い、業務期間を延長。